

**改正**

平成28年3月31日規則第27号

妙高市情報公開条例施行規則

(趣旨)

**第1条** この規則は、妙高市情報公開条例（平成10年新井市条例第30号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(公開請求書)

**第2条** 条例第9条に規定する請求書は、情報公開請求書（別記様式第1号）によるものとする。

(公開請求に対する決定通知等)

**第3条** 条例第10条第2項の規定による通知は、情報の公開をすることを決定した場合は公開決定通知書（別記様式第2号）により、情報の部分公開をすることを決定した場合は部分公開決定通知書（別記様式第3号）により、情報の公開をしないことを決定した場合は非公開決定通知書（別記様式第4号）により行うものとする。

2 条例第10条第3項の規定による通知は、情報公開決定期間延長通知書（別記様式第5号）により行うものとする。

3 条例第10条第5項の規定による通知は、情報不保有通知書（別記様式第6号）により行うものとする。

(情報の公開の実施方法)

**第4条** 情報の公開は、市長が指定する期日及び場所において行うものとする。

2 情報の公開を受けるものは、当該公文書を丁寧に取り扱い、汚損し、若しくは破損し、又は改ざんしてはならない。

3 市長は、情報の公開を受けるものが前項の規定に違反したときは、情報の公開を中止することができる。

(公文書の写しの交付に要する費用)

**第5条** 条例第12条第2項の費用は、写しの作成及び送付に要する経費の実費額とする。

(再調査請求)

**第6条** 条例第13条第3項の規定による請求及び同条第4項の規定による通知は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）に規定する審査請求の手續に準じて行うものとする。

(公文書の目録)

**第7条** 条例第14条の公文書の目録は、妙高市文書取扱規程（昭和56年新井市訓令第20号）第33条第1項に規定するファイル基準表をもってこれに代えるものとする。

(運用状況の公表)

**第8条** 条例第15条の規定による公表は、次に掲げる事項について、妙高市広報に登載して行うものとする。

- (1) 公開請求の件数及び処理状況
  - (2) 審査請求の件数及び処理状況
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項
- (その他)

**第9条** この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

#### 附 則 (平成28年3月31日規則第27号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

情 報 公 開 請 求 書

年 月 日

妙高市長 様

住 所

氏 名

電話番号 ( )

(法人その他の団体にあつては、所在地、名称及び代表者の氏名)

次のとおり情報の公開を請求します。

請求する情報の 件名又は内容	(公開してほしい情報の概要を具体的に記入してください。)
公 開 方 法	<input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 写しの交付 <input type="checkbox"/> その他( )
請 求 者 の 区 分	<input type="checkbox"/> 市内に住所を有する個人 <input type="checkbox"/> 市内に事務所又は事業所を有する個人、法人その他の団体 (事務所又は事業所の名称 ) (所在地 ) <input type="checkbox"/> 市内に存する事務所又は事業所に勤務する個人及び市内に存する 学校に在学する個人 (勤務先又は学校の名称 ) (所在地 ) <input type="checkbox"/> 実施機関が行う事務又は事業に具体的な利害関係を有する個人、法 人その他の団体 (利害関係の内容 )

※ □のある欄は、該当する箇所にレ印を記入してください。

公開決定通知書

第 号  
年 月 日

様

妙高市長

印

年 月 日付けで請求のあった情報の公開について、次のとおり公開することに決定したので通知します。

公開する情報の 内 容	
公開方法	<input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 写しの交付 <input type="checkbox"/> その他(                      )
公開日時	年 月 日 時 分
公開場所	
担当課	電話番号 (                      ) 内線

※1 公開を受ける際は、本書を提示してください。

2 公開する日時に都合が悪くなった場合には、あらかじめ担当課へ連絡してください。

部分公開決定通知書

第 号  
年 月 日

様

妙高市長

印

年 月 日付けで請求のあった情報の公開について、次のとおり公開できない情報を除いて公開することに決定したので通知します。

公開する情報の 内 容	
公開できない 情報の内容	
公開方法	<input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 写しの交付 <input type="checkbox"/> その他(                      )
公開日時	年 月 日 時 分
公開場所	
公開できない 理由	妙高市情報公開条例第 条第 号に該当
上記理由が なくなる時期	<input type="checkbox"/> 有 年 月 日 この時期以後であれば公開できますので、改めて請求してください。
	<input type="checkbox"/> 無
担当課	電話番号 (                      ) 内線

(付記) この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3カ月以内に市長に対して審査請求をすることができます。

※1 公開を受ける際は、本書を提示してください。

2 公開する日時に都合が悪くなった場合には、あらかじめ担当課へ連絡してください。

非 公 開 決 定 通 知 書

第 号  
年 月 日

様

妙高市長

印

年 月 日付けで請求のあった情報の公開について、次のとおり公開しないことに決定したので通知します。

公開できない情報の内容	
公開できない理由	妙高市情報公開条例第 条第 号に該当
上記理由がなくなる時期	<input type="checkbox"/> 有 年 月 日 この時期以後であれば公開できますので、改めて請求してください。
	<input type="checkbox"/> 無
担当課	電話番号 ( ) 内線

(付記) この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3カ月以内に市長に対して審査請求をすることができます。

情報公開決定期間延長通知書

第 号  
年 月 日

様

妙高市長

印

年 月 日付けで請求のあった情報の公開について、次のとおり決定期間を延長するので通知します。

当初の決定期間の満了日	年 月 日
延長理由	
延長後の決定期間の満了日	年 月 日
担当課	電話番号 ( ) 内線

情報不保有通知書

第 号  
年 月 日

様

妙高市長

印

年 月 日付けで請求のあった情報の公開について、次の理由でその情報を保有していないので通知します。

請求された情報の内容	
不保有の理由	
担当課	電話番号 ( ) 内線

(付記) この通知の内容に疑義がある場合は、この通知があったことを知った日の翌日から起算して3カ月以内に市長に対して再調査を請求することができます。